

資料 1

千葉県スポーツ振興基金 令和8年度助成のてびき

公益財団法人千葉県教育振興財団

目 次

千葉県スポーツ振興基金令和8年度助成事業実施概要	1
千葉県スポーツ振興基金助成金事務手続1	3
千葉県スポーツ振興基金助成金事務手続2（概算払いを希望する場合）	4
千葉県スポーツ振興基金助成規程	5
千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領	8
様式第1号 助成金交付申請書	11
別紙1 実施計画書	12
別紙2 収支予算書	13
様式第2号 助成金交付決定通知書	14
様式第3号 助成事業変更（中止・廃止）承認申請書	15
様式第4号 助成事業変更（中止・廃止）承認通知書	16
様式第5号 助成事業実績報告書	17
別紙1 実施報告書	18
別紙2 収支決算書	19
様式第6号 助成金交付確定通知書	20
様式第7号 助成金交付請求書	21
様式第8号 助成金概算払交付請求書	22
様式第9号 助成金交付取り下げ承認申請書	23
様式第10号 助成金交付取り下げ承認通知書	24
千葉県スポーツ振興基金助成金令和8年度助成事業実施要項	25
様式第1号 千葉県スポーツ振興基金助成金令和8年度助成事業に係る 審査申請書	27
別紙1 実施計画書	28
別紙2 収支予算書	29
別紙3 申請理由書	30
別紙4 総合型地域スポーツクラブの概要	31
千葉県スポーツ振興基金審査委員会要綱	32
千葉県スポーツ振興基金令和8年度助成事業概要	33

千葉県スポーツ振興基金 令和8年度助成事業実施概要

1 趣旨

地域住民のスポーツ活動の活性化や特色あるスポーツ（ニュースポーツを含む）の普及振興のための事業、県内スポーツ団体の行うスポーツ振興事業等に助成金を交付し、千葉県のスポーツ振興に資する。

2 助成対象団体 ※33頁「千葉県スポーツ振興基金令和8年度助成事業概要」参照

- (1) 千葉県スポーツ3団体
- (2) 市町村（隔年）
- (3) 障がい者スポーツ団体
- (4) 千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- (5) 千葉県総合型地域スポーツクラブに位置づけられているスポーツクラブのうち、以下に該当する団体
 - ア 設立後3年以内の団体（準備段階1年を含むことも可）＊連続3回まで
 - イ 設立後10年以上で適当と認められる団体 ＊1回のみ

3 助成対象事業

- (1) 千葉県スポーツ3団体が行う事業
 - ①県規模のスポーツ及びニュースポーツの競技会、大会、研究集会または講習会
 - ②ニュースポーツの普及を図るスポーツ教室等
 - ③スポーツに関する競技水準の向上を図るスポーツ教室等
 - ④スポーツ選手に対する医科学の支援事業
 - ⑤その他スポーツ振興に必要と認められる事業
- (2) 地域スポーツの振興事業（市町村等が行う事業）
 - ①指導者の増員又はスポーツ用具の充実等、スポーツ振興事業の規模拡大・内容の充実
 - ②特色あるスポーツ（ニュースポーツを含む）の普及振興を図るためのスポーツ教室、各種大会、指導者養成講習会等
 - ③千葉県総合型地域スポーツクラブ（複数種目）の組織化、活動の充実を推進するために行われる調査研究、クラブ運営
 - ④その他スポーツ振興に必要と認められる事業
- (3) その他、本県スポーツの振興に必要と認められる事業
 - ＊上に挙げた事業のうち、県から補助金等を受けていない事業

4 助成対象経費

- ・謝金（スポーツ教室における講師謝金・協力者謝金・指導者謝金など個人に対しての支払）
- ・消耗品費（用紙代・材料費などの消耗品の購入）
- ・印刷製本費（広報用ちらし・大会パンフレットなどの印刷）
- ・賃借料（会場使用料・機材の借上料など）
- ・通信運搬費（切手代・運搬料・通信費など）
- ・スポーツ用具費（スポーツ用具などの購入費）
- ・会議費（茶菓子代は不可）
- ・旅費（講師・指導者などへの旅費）
- ・その他事業の実施に直接必要な経費
- ＊総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ教室指導者への謝金及び会議費・

旅費は除く。

(客観性・妥当性を担保することや、事業外の私的な活動との見極め等が難しい経費については、助成金の有効活用に対する十分な説明責任が果たせないため、予め対象外としております。なお、市町村等については公的機関としての規則等に従い、公私の区別や事業との関連性について一定の見極めがなされているものと解してこれを認めています。)

***食糧費については、助成の対象外となります。(令和3年度助成から)**

5 助成金額

助成金の額は、予算の範囲内とする。

6 申込方法

助成金の交付を受けようとする場合は、申込期限までに審査申請書、実施計画及び収支予算書を公益財団法人千葉県教育振興財団に提出する。

7 助成事業の明示

助成事業の実施に際し、助成を受けている旨(「千葉県スポーツ振興基金助成事業」等)をプログラム、開催要項等の印刷物及び用具に表記する。

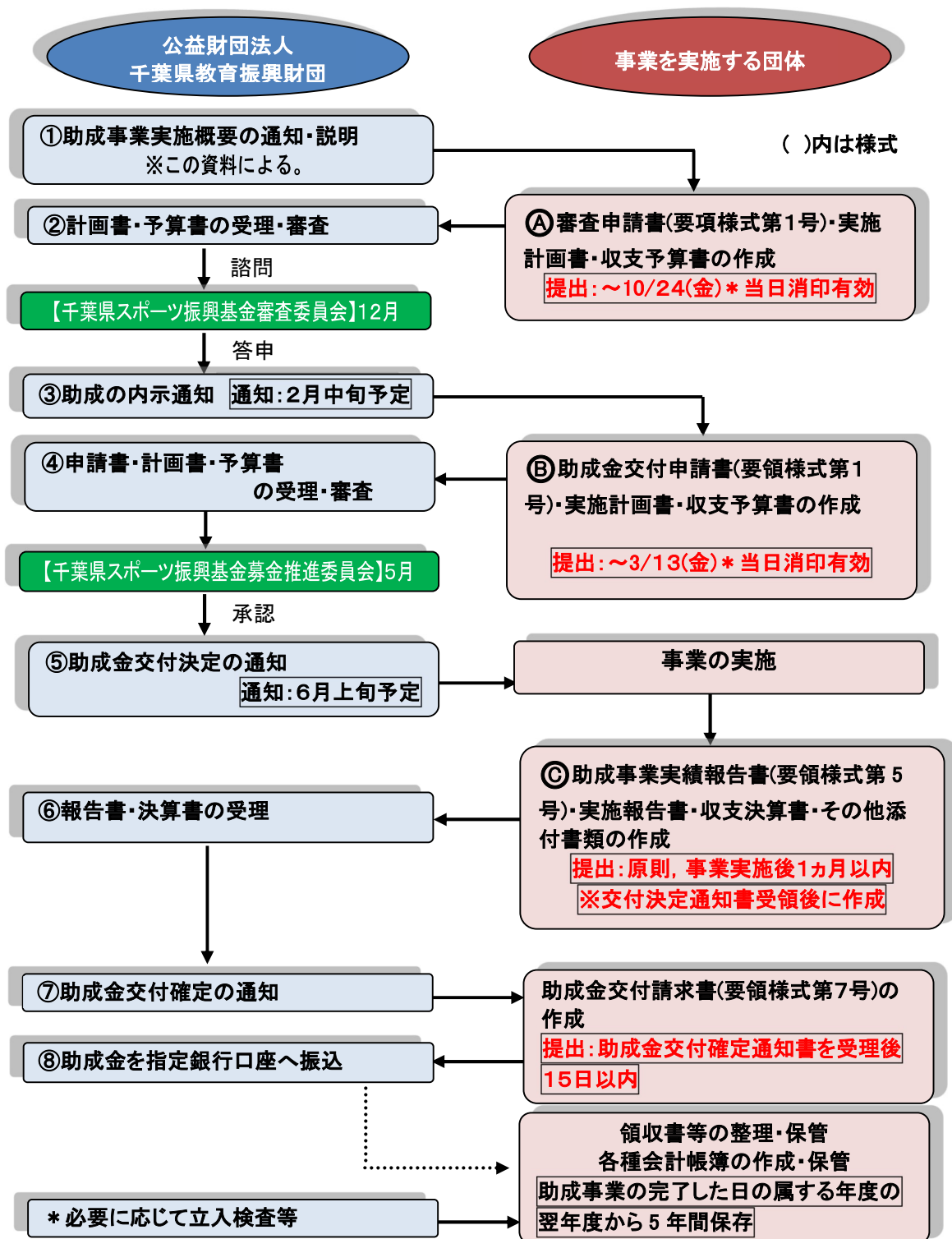
8 申込期限

令和7年10月24日(金) * 当日消印有効

9 事務手続

事務内容	時期
(1) 千葉県スポーツ振興基金助成金交付の内定通知書の送付	令和8年2月中旬予定
(2) 助成金交付申請書(実施計画書・収支予算書)の提出	令和8年3月13日(金) * 当日消印有効
(3) 助成金交付決定通知書の送付	令和8年6月上旬予定
(4) 助成金概算払い請求書の提出	令和8年6月30日(火) * 当日消印有効
(5) 助成事業実績報告書(実施報告書・収支決算書等)の提出	事業実施後1ヶ月を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日まで (千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領第7条)
(6) 助成事業確定通知書の送付	(5)の受理日から2～3週間後
(7) 助成金交付請求書の提出	(6)の受領日から15日以内 (千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領第9条)
(8) 助成金の振り込み	(4)(7)の受理日から2～3週間後

千葉県スポーツ振興基金助成金事務手続 1



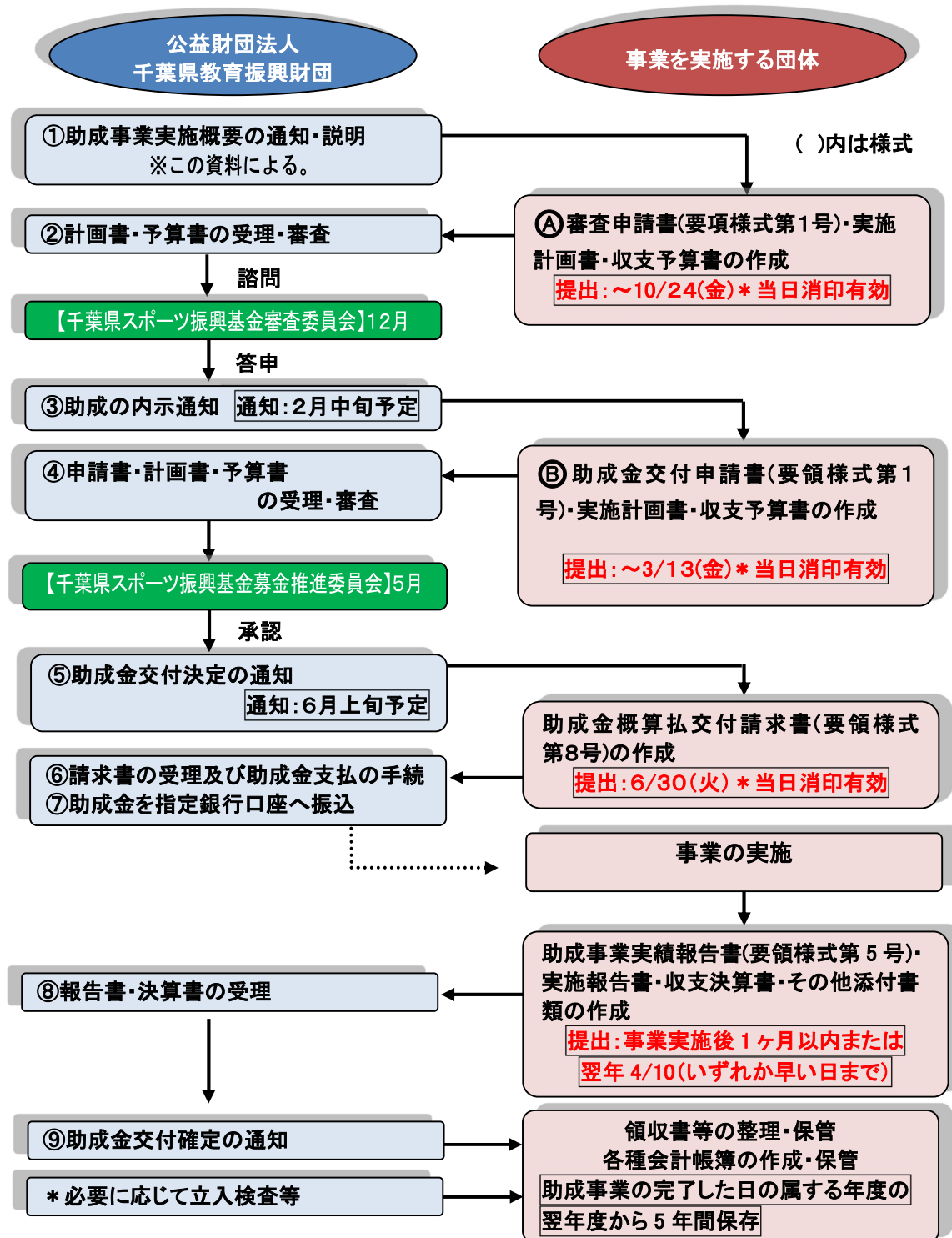
※要領：千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領

要項:千葉県スポーツ振興基金助成金令和8年度助成事業実施要項

④の申請の際に、総合型地域スポーツクラブの活動支援申請は「申請理由書」を、初めて設立支援申請を行う総合型地域スポーツクラブは「総合型地域スポーツクラブの概要」を提出してください。

千葉県スポーツ振興基金助成金事務手続 2

概算払いを希望する場合(7月以降または通年にわたって事業を実施する団体)



※要領:千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領

要項:千葉県スポーツ振興基金助成金令和8年度助成事業実施要項

(注)

助成金概算交付請求書(様式第7号)は実施時期にかかわらず、6月30日(火)(当日消印有効)までに提出してください。

①の申請の際に、総合型地域スポーツクラブの活動支援申請は「申請理由書」を、初めて設立支援申請を行う総合型地域スポーツクラブは「総合型地域スポーツクラブの概要」を提出してください。

千葉県スポーツ振興基金助成規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県教育振興財団が（以下「財団」という。）財団定款第4条第1項第3号の規定に基づき、助成事業に必要な事項を定める。

(助成金)

第2条 助成事業に必要な資金（以下「助成金」という。）は、千葉県スポーツ振興基金（以下「基金」という。）の運用益をもって充てる。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 県内スポーツ団体が行う事業
- (2) 地域スポーツの振興事業
- (3) その他、本県のスポーツの振興と認められる事業

(県内スポーツ団体が行う事業)

第4条 財団は、県内スポーツ団体が行う次に掲げる事業に対し、助成金を交付する。

- (1) 県規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会等の開催
- (2) 県規模のニュースポーツの大会、研究集会又は講習会等の開催
- (3) ニュースポーツの普及を図るスポーツ教室等の開催
- (4) スポーツに関する競技水準の向上を図るスポーツ教室等の開催
- (5) スポーツ選手に対する医科学の支援事業
- (6) その他スポーツ振興に必要と認められる事業

(地域スポーツの振興事業)

第5条 財団は、市町村等が行う次に掲げる事業に対し、助成金を交付する。

- (1) 地域住民のスポーツ活動を活発化するため、指導者の増員又はスポーツ用具の充実等、既存のスポーツ振興事業の規模拡大、内容充実を図るもの
- (2) 特色あるスポーツ（ニュースポーツを含む）の普及振興を図るために行われるスポーツ教室、各種大会、指導者養成講習会等の開催
- (3) 地域スポーツクラブ（複数種目）の組織化、活動の充実を推進するために行われる調査研究、クラブ運営の実施
- (4) その他スポーツ振興に必要と認められる事業

(その他、本県のスポーツの振興に必要と認められる事業)

第6条 第4条及び第5条に掲げるもののほか、財団理事長（以下「理事長」という。）が本県スポーツの普及振興に必要と認める事業に対し、助成金を交付する。

(助成対象事業からの除外)

第7条 助成を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、助成の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 公益財団法人千葉県教育振興財団の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(審査委員会)

第8条 第4条から第6条までの助成金の交付を適正に行うため、財団に千葉県スポーツ振興基金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 財団は、第4条から前条までの規定により助成金を交付しようとする場合には、あらかじめ、交付対象の採択について審査委員会の会議を経るものとする。

3 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(交付要領)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項については、別に交付要領を定める。

(事務に必要な経費)

第10条 基金の造成、管理運営費及び助成事業実施に要する事務費は、基金の運用益を充てる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、助成事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月25日から施行する。

千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県教育振興財団（以下「財団」という。）が千葉県スポーツ振興基金助成規程第9条の規定に基づき、本県のスポーツ振興を図るための事業に対する援助を適正に実施するため、スポーツ振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付対象及び助成金の額)

第2条 この助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）及び助成事業を行う者（以下「助成対象者」という。）並びに助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は別に定める助成事業実施要項のとおりとし、助成金の額は予算の範囲内とする。

2 助成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとする場合、公益財団法人千葉県教育振興財団理事長（以下「理事長」という。）が定める日までに様式第1号による助成金交付申請書をその定めるところに従い、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び条件)

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2号による助成金交付決定通知書を助成対象者に送付するものとする。

- ① 助成事業を変更、中止又は廃止しようとする場合においては、理事長の承認を受けること。
- ② 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、理事長に報告してその指示を受けること。

(変更の承認申請)

第5条 助成対象者が、第4条の①により理事長の承認を受けようとする場合は、様式第3号による助成事業変更（中止・廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第6条 理事長は、前条の規定による助成事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、これを審査し、変更、中止又は廃止すべきものと認めたときは、様式第4号による助成事業変更（中止・廃止）承認書を助成対象者に送付するものとする。

(実績報告)

第7条 助成対象者は、助成事業が完了したとき又は助成事業の廃止の承認を受けたときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5号による助成事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 理事長は、提出された助成事業実績報告書を審査し及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、様式第6号による助成金交付確定通知書により助成対象者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第9条 助成対象者は、助成金交付確定通知書を受領した日から起算して15日以内に様式第7号による助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長が助成事業の遂行上必要と認めるときは、助成金を概算払いで交付することができる。

(概算払いの請求)

第10条 前条第2項の規定により助成金の概算払いを受けようとするときは、様式第8号による助成金概算払交付請求書を理事長に提出しなければならない。

- 2 概算払い請求を受けた助成対象者は、助成事業完了後速やかに精算報告をしなければならない。なお、第7条の助成事業実績報告書をもって、精算報告に代えることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、助成対象者が正当な理由がなく次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 助成事業を実施せず、又は実施する意志が認められないとき。
 - ② 交付申請の内容に虚偽が認められたとき。
 - ③ 第4条の規定により附された条件に違反したとき。
 - ④ 第7条の規定する報告がなされないとき。
 - ⑤ 助成金を目的以外に使用したことが認められたとき。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として、助成規程第7条第2号又は第3号に該当する者（助成事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体）であることが判明したとき。
- 2 理事長は、交付決定した助成対象者から様式第9号による助成金交付取り下げ

承認申請書の提出があった場合には、その取り下げの理由を確認した上で、交付決定を取り消すことができる。取り消しを認めたときは様式第10号による助成金交付取り下げ承認通知書により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 理事長は助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成金の経理)

第13条 助成対象者は、助成事業の収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第14条 理事長は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成対象者から報告若しくは資料の提出を求め、又は財団事務局職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

附 則

この要領は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年1月25日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

様式第 1 号

助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

公益財団法人千葉県教育振興財団理事長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名又は名称

及び代表者職氏名

国

担当者職氏名

電話

下記により _____ を実施したいので、助成金の交付を申請します。

記

助成事業の目的及び内容

助成申請額 金 _____ 円

添付書類 (1) 実施計画書 (別紙 1)
(2) 収支予算書 (別紙 2)

実 施 計 画 書

			団 体 名 市町村名			
担当課			担当者			電話・FAX メールアドレス
大 会 名 事 業 名						
事 業 内 容	目的					
	期日	年 月 日～ 年 月 日 (日間)				
	場所					
	内容					
	参加対象 (人数)					
	その他					

別紙 2

収 支 予 算 書

1 団体名・市町村名 _____

2 事業名 _____

3 収入 (単位 円)

項 目	予算額	積 算 内 訳
計		

4 支出

項 目	予算額	積 算 内 訳
計		

様式第 2 号

千教振（総）第 号
年 月 日

（助成対象者） 様

公益財団法人千葉県教育振興財団
理事長 印

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった（助成事業名）については、
千葉県スポーツ振興基金助成交付要領第 4 条の規定により、下記の条件を付して
（助成額） 円を交付する。

記

この助成金の対象となる事業は、申請書記載のとおりとし、目的以外に使用してはならない。

助成対象者は、助成金交付要領に従わなければならない。

助成事業者は、事業終了後 1 ヶ月以内に事業の成果を記載した実績報告書に
関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

様式第 3 号

助成事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

公益財団法人千葉県教育振興財団理事長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名又は略称

及び代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話

年 月 日付け千教振(総)第 号の で助成金の交付決定の
あった _____ について、下記のとおり変更
(中止・廃止) したいので承認を申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容理由

添付書類 (1)
(2)

様式第4号

千教振（総）第 号
年 月 日

(助成対象者) 様

公益財団法人千葉県教育振興財団
理事長 印

助成事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け千教振（総）第 号の で交付決定した助成金については、年 月 日付けで提出された助成事業変更（中止・廃止）承認申請書に基づき、千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領第6条の規定により、変更（中止・廃止）を承認する。

助 成 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

公益財団法人千葉県教育振興財団理事長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名又は略称

及び代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話

年 月 日付け千教振(総)第 号の で助成金の交付決定の
あった _____ について、下記のとおり実施した
ので、助成金交付要領第 7 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

助成事業の目的及び内容

助成金の額 金 _____ 円

添付書類 (1) 実施報告書(別紙 1)
(2) 収支決算書(別紙 2)
(3) その他理事長が必要と認める書類

実 施 報 告 書

			団 体 名 市町村名			
担当課			担当者			電話・FAX メールアドレス
大 会 名 事 業 名						
事 業 内 容	目的					
	期日	年 月 日～ 年 月 日 (日間)				
	場所					
	内容					
	参加対象 (人数)					
	その他					

別紙 2

収 支 決 算 書

1 団体名・市町村名 _____

2 事業名 _____

3 収入 (単位 円)

項 目	決算額	積 算 内 訳
計		

4 支出

項 目	決算額	積 算 内 訳
計		

様式第 6 号

千教振（総）第 号
年 月 日

(助成対象者) 様

公益財団法人千葉県教育振興財団
理事長 印

助成金交付確定通知書

年 月 日付け千教振（総）第 号で交付決定した助成金については、年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき、千葉県スポーツ振興基金助成交付要領第8条の規定により、その額を（確定額）円に確定する。

様式第7号

助成金交付請求書

年 月 日

公益財団法人千葉県教育振興財団理事長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名又は名称

及び代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話

年 月 日付け千教振（総）第 号で助成金の額の確定の
あった _____ に係る助成金について、下記の
とおり請求します。

記

助成金請求額 金 _____ 円

振込先

金融機関名：	銀行	支店
種 別：	普通預金	
口座番号：		
フリガナ：		
預金名義人：		

様式第8号

助成金概算払交付請求書

年 月 日

公益財団法人千葉県教育振興財団理事長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名又は略称

及び代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話

年 月 日付け千教振（総）第 号で助成金の交付決定の
あった _____ に係る助成金について、下記の
とおり概算払いされるよう請求します。

記

1	助成金交付決定額	金	円
2	既受領額	金	円
3	今回請求額	金	円
4	残 額	金	円

振込先

金融機関名： 銀行 支店
種 別： 普通預金
口座番号：
フリガナ：
預金名義人：

助成金交付取り下げ承認申請書

年 月 日

公益財団法人千葉県教育振興財団理事長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名又は略称

及び代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話

年 月 日付け千教振(総)第 号の で助成金の交付決定の
あった _____ について、下記のとおり取り下げ
をしたいので承認を申請します。

記

取り下げの内容理由

添付書類 (1)
(2)

様式第10号

千教振（総）第 号
年 月 日

（助成対象者） 様

公益財団法人千葉県教育振興財団
理事長 印

助成金交付取り下げ承認通知書

年 月 日付け千教振（総）第 号の で交付決定した助成金については、年 月 日付けで提出された取り下げ承認申請書に基づき、千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領第11条第2項の規定により、その額_____円を取り下げを承認する。

千葉県スポーツ振興基金助成金
令和 8 年度助成事業実施要項

1 趣旨

この要項は、千葉県スポーツ振興基金助成金交付要領第 2 条の規定に基づき、スポーツ団体が行うスポーツの振興を図る助成事業の実施について必要な事項を定める。

2 助成事業

助成の対象となる事業は、次項に定める団体が行う千葉県スポーツ振興基金助成規程（以下「助成規程」という。）第 4 条から第 6 条までに規定する事業とし、かつ、千葉県から補助金等を受けていないことを原則とする。

3 助成対象者

助成の対象となる者は、次の各号に該当する団体とする。ただし、助成規程第 7 条の各号に該当する者が行う事業については、助成の対象とならない。

- (1) (公財) 千葉県スポーツ協会又は(公財) 千葉県スポーツ協会の加盟団体
- (2) (特非) 千葉県レクリエーション協会又は(特非) 千葉県レクリエーション協会の加盟団体
- (3) 千葉県スポーツ推進委員連合会又は千葉県スポーツ推進委員連合会の加盟団体
- (4) 市町村又は市町村教育委員会
- (5) (一社) 千葉県障がい者スポーツ協会
- (6) 千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- (7) 千葉県総合型地域スポーツクラブに位置づけられているスポーツクラブのうち、以下に該当する団体
 - ア 設立後 3 年以内の団体及び設立準備段階にある団体（設立支援）
 - イ 設立後 10 年以上継続して活動している団体（活動支援）

4 助成対象経費等

助成の対象となる経費等は別表に定めるとおりとする。

5 助成金の額

助成金の額は、予算の範囲内とする。

6 審査の申請

助成金の交付を受けようとする場合は、別に定める日までに様式第 1 号による審査申請書を提出しなければならない。

別表

区分	助成対象事業	対象経費
第3項第1号から第3号に該当する団体	1 県規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会等の開催 2 県規模のニュースポーツの大会、研究集会又は講習会等の開催 3 ニュースポーツの普及を図るスポーツ教室等の開催 4 スポーツに関する競技水準の向上を図るスポーツ教室等の開催 5 スポーツ選手に対する医科学の支援事業 6 その他スポーツ振興に必要と認められる事業	1 謝金 2 消耗品費 3 印刷製本費 4 賃借料 5 通信運搬費 6 スポーツ用具費 7 会議費 8 旅費 9 その他事業の実施に必要な経費
第3項第4号から第7号に該当する団体	1 指導者の増員又はスポーツ用具の充実等、既存のスポーツ振興事業の規模拡大、内容充実を図るもの 2 特色あるスポーツ（ニュースポーツを含む）の普及振興を図るために行われるスポーツ教室、各種大会、指導者養成講習会等の開催 3 地域スポーツクラブ（複数種目）の組織化、活動の充実を推進するために行われる調査研究、クラブ運営の実施 4 その他スポーツ振興に必要と認められる事業	※第3項第7号に該当する団体は、1、7、8を除く

備考

- 第3項第4号に該当する市町村は、以下のとおりとする。
市川市、松戸市、柏市、市原市、八千代市、成田市、佐倉市、我孫子市、浦安市、銚子市、旭市、君津市、八街市、印西市、富里市、香取市、山武市、鴨川市、富津市、いすみ市、栄町、東庄町、芝山町、長生村、白子町、長柄町、御宿町
- 第3項第7号アに該当する団体への助成回数は、前年度までの助成回数を含めて連続3回までとし、そのうち設立準備段階の助成は1回とする。
- 第3項第7号イに該当する団体への助成回数は通算1回とし、前年度までに助成を受けた団体は対象とはならない。

様式第 1 号

年 月 日

公益財団法人千葉県教育振興財団理事長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名又は名称

代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話

E-mail @

千葉県スポーツ振興基金助成金令和 8 年度助成事業に係る審査申請書

千葉県スポーツ振興基金助成金令和 8 年度助成事業に係る審査を受けたいので、関係書類を提出します。

また、当団体は、千葉県スポーツ振興基金助成規程第 7 条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

大会、事業名

助成申請（予定）額 金 _____ 円

- 添付書類
- (1) 実施計画書（別紙 1）
 - (2) 収支予算書（別紙 2）
 - (3) 申請理由書（別紙 3）
 - (4) 総合型地域スポーツクラブの概要（別紙 4）

備考

- 1 添付書類の（3）は、活動支援を申請する総合型地域スポーツクラブが提出すること
- 2 添付書類の（4）は、初めて設立支援を申請する総合型地域スポーツクラブが提出すること

実 施 計 画 書

			団 体 名 市町村名			
担当課		担当者		電話・ FAX・Eメール アドレス		
大 事 会 業 名 名						
事 業 内 容	目的					
	期日	年 月 日～ 年 月 日 (日間)				
	場所					
	内容					
	参加対象 (人数)					
	その他					

収 支 予 算 書

1 団体名・市町村名 _____

2 事業名 _____

3 収入 (単位 円)

項 目	予算額	積 算 内 訳
計		

4 支出 (単位 円)

項 目	予算額	積 算 内 訳
計		

別紙3

申請理由書

年 月 日

総合型地域スポーツクラブ名		代表者名		設立年月日	年 月 日
---------------	--	------	--	-------	-------

番号	審査項目	審査内容	今までの実績など	今後の計画等
1	設立年月	総合型地域スポーツクラブの設立年月の翌月からから助成申請年度末まで10年以上継続して活動しているか。	設立年月 年 月	
2	クラブ間連携事業(交流会等)	総合型地域スポーツクラブ間どうしの連携事業(計画)のは適切か。開催数はどの程度か。参加者数はどの程度か。		
3	新規活動事業(種目等)	新規活動事業(計画)は適切か。開催数はどの程度か。参加者数はどの程度か。参加者は世代や年齢が多様であるか。		
4	備品等更新	備品等の経過年数は。使用状況は適切か。更新の必要性が認められるか。		

【今回初めて設立支援申請をする総合型地域スポーツクラブのみ提出してください】

総合型地域スポーツクラブの概要

* 設立準備段階のクラブは、**予定あるいは見込み**で記入してください。

* 「審査申請書」「実施計画書」「収支予算書」とあわせて、**10月24日（金）※**
までに提出してください。**※当日消印有効**

ク ラ ブ 名	
設立年月日	年 月 日
助 成 希 望	* 1 または 2 のいずれかに○をつけてください。 1 クラブ設立後として助成を希望する。 2 クラブ設立準備段階として助成を希望する。
会 員 数	
会 費	
活 動 種 目	
イ ベ ン ト	
活 動 場 所	

千葉県スポーツ振興基金審査委員会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉県スポーツ振興基金助成規程第7条第3項に基づき、千葉県スポーツ振興基金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び所掌事務を定める。

(審議事項)

第2条 審査委員会は、公益財団法人千葉県教育振興財団理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、毎年度の助成対象の採択に関する事項を調査審議する。

(組織等)

第3条 審査委員会は審査委員11名以内で組織する。

- 2 審査委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、審査委員が互選する。
- 4 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

(委 員)

第4条 審査委員は、学識経験者、スポーツ及び市町村関係者並びに県行政関係者のうちから、理事長が委嘱する。

2 審査委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 審査委員会の会議は、理事長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(役職員の出席)

第6条 公益財団法人千葉県教育振興財団（以下「財団」という。）の役職員は、審査委員会に出席し意見を述べることができる。

(庶 務)

第7条 審査委員会の庶務は、財団において処理する。

(運営の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、審査委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この要綱の一部変更は、平成18年4月1日から施行する。

千葉県スポーツ振興基金令和8 年度助成事業 概要

1 千葉県スポーツ 3 団体の助成について

令和 8 年度に助成対象となる千葉県スポーツ 3 団体は、下記の 3 団体です。

- ・公益財団法人千葉県スポーツ協会
- ・特定非営利活動法人千葉県レクリエーション協会
- ・千葉県スポーツ推進委員連合会

2 市町村の助成について

令和 8 年度に助成対象となる市町村は、下記の 27 市町村です。

- ・市川市 ・松戸市 ・柏市 ・市原市 ・八千代市 ・成田市 ・佐倉市
- ・我孫子市 ・浦安市 ・銚子市 ・旭市 ・君津市 ・八街市 ・印西市
- ・富里市 ・香取市 ・山武市 ・鴨川市 ・富津市 ・いすみ市 ・栄町
- ・東庄町 ・芝山町 ・長生村 ・白子町 ・長柄町 ・御宿町

3 障がい者スポーツ団体の助成について

令和 8 年度に助成対象となる障がい者スポーツ団体は、下記のとおりです。

- ・一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会

4 総合型地域スポーツクラブの助成について

令和 8 年度に助成対象となる総合型地域スポーツクラブは、下記のとおりです。

- ・設立支援の助成対象となる総合型地域スポーツクラブ
 - ア 設立準備段階にある総合型地域スポーツクラブ
ただし、設立後、千葉県総合型地域スポーツクラブに移行予定であること
 - イ 設立後 3 年以内の総合型地域スポーツクラブ
ただし、千葉県総合型地域スポーツクラブに位置づけられていること
- ・活動支援の助成対象となる総合型地域スポーツクラブ
設立後 10 年以上にわたり活動し、クラブ間連携の拡充・新規活動事業など、他のクラブの範となるような活動を積極的に実施している総合型地域スポーツクラブ
- ・千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

令和 8 年度の助成予定額等は、下記のとおりです。

- ・助成予定額
1 クラブにつき、60,000 円以内 *千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会は 180,000 円以内

【参 考】支出項目の例

消耗品費（用紙代、材料費などの消耗品費の購入）、印刷製本費（広報用ちらし、パンフレットなどの印刷）、賃借料（会場使用料・機材の借上料など）、通信運搬費（切手代・運搬費・通信費など）、スポーツ用具費（スポーツ用具などの購入費）、・その他事業の実施に直接必要な経費

・助成回数

(1) 設立支援のための助成については、設立準備段階も含めて**連続**3回までとする。

(2) 活動支援のための助成については、1回とする。

【補足】

○「設立準備段階にある総合型地域スポーツクラブ」とは

設立準備委員会が結成されるなど、設立に向けた準備段階にあり、令和8年4月2日～9年4月1日の期間に設立を予定している総合型地域スポーツクラブ

【参 考】設立準備委員会の活動例

設立趣意書の策定、規約（定款）等の策定、運営組織（運営委員会または理事会）の構成、事業計画案の策定、予算案や資金計画の策定、活動拠点の確保、指導者やスタッフの決定、会員募集方法の決定、発起人会の開催、設立総会の準備、事務局体制の確立、など

○市町村担当課の方へのお願い

設立支援の助成対象となる次のクラブへは、本事業について当財団より直接通知しています。

- ・NPO法人東金総合スポーツクラブ・・・案内2回目
- ・ESDGZ OTAKI・・・案内1回目
- ・GSA総合型地域スポーツクラブ・・・令和6年度から助成
- ・VONDS 市原・・・令和7年度から助成

これらクラブの他に貴市町村内において、令和7年度内に設立する（設立した）クラブ及び令和7年度中に設立の準備段階にあるクラブがありましたら、本助成制度について御案内をお願いします。

5 今後の予定

10月24日(金)まで 各団体より審査申請書の提出受付（*当日消印有効）

12月 5日(金) 「令和7年度千葉県スポーツ振興基金審査委員会」を開催

→提出書類内容について調査審議

令和8年2月（予定） 各団体へ助成金交付内定を通知

千葉県スポーツ振興基金事務局

公益財団法人千葉県教育振興財団 事業企画課 担当：鈴木

〒284-0003 四街道市鹿渡809-2

TEL 043-422-8811 FAX 043-422-8850

E-mail ^{いち}zai14@echiba.org